

令和 5 年度第 1 回 徳島県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和 5 年 10 月 25 日（水）14:00～16:00

開催場所：徳島県 JA 会館本館 8 階「特別室」

出席者：委員 8 名（うち代理出席者 2 名）

日本年金機構 7 名

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
5. 閉会

議事 1 令和 4 年度 徳島県 地域年金展開事業 実施結果について

- ・ 「令和 4 年度 徳島県 地域年金展開事業 実施結果（資料 1）」について、徳島北年金事務所佐藤所長より説明。

*主なご意見、要望、質問及び回答等

（高橋委員）

エッセイ募集に関する協力依頼でマスコミへのプレスリリース、大学、専門学校へのポスター掲示等のお願いをしていますが、8 月に開催されます、県の校長会に対して、令和 4 年度は何か依頼を行ったのでしょうか。

（仲野委員）

事業の件数、数とかを年度当初に目標値として計画を立てられていると思いますが、結果としてこの年度の合計が目標数値にある程度見合ったものなのでしょうか。

評価をお伺いしたいと思います。

（日本年金機構）

各年金事務所が各事業に対し目標を設定していきまして、令和 4 年度においては、目標達成となりました。資料内では特に、「年金セミナー」、「年金委員の委嘱」について、目標達成に向けて行動しています。

（小笠委員）

出張年金相談について、阿波半田年金事務所の出張相談が少ないようですが、

人口であるとか、職員数とか、予約が少ないのでこういった形になっているのか、過去の実績からそういった形になっているのか、こういった相談の方がどういった内容で、どういった年齢層の方が来られているとか、そういう分析やデータがあれば教えてください。

(日本年金機構)

徳島北、徳島南においては土地柄や事務所に来られるのも非常に距離もあり、過去から出張年金相談を行わせていただいていたいました。

阿波半田の場合は遠方地であってもおおむね 1 時間程度でお越しいただける、人数規模や出張年金相談の日を設けてもなかなかお越しいただけないことから、11 月のねんきん月間の一環で出張相談をさせていただいているのが現状となっています。

議題 2 年金セミナー等の実施結果について

- ・ 「令和 4 年度 徳島県 年金セミナーの実施結果（資料 2）」、「令和 4 年度 徳島県 年金セミナー実施結果（比較）（資料 3）」及び「令和 4 年度 徳島県 年金セミナー アンケート集計結果（資料 4）」について、阿波半田年金事務所立岡所長より説明。

*主なご意見、要望、質問及び回答等

(松本委員)

社会保険労務士会では、労働保険、社会保険に関して出前授業で説明を行い、今後授業数を増やしていく計画をしていますが、年金については、「年金セミナー」と重複しているところがあり、お互い協力をして実施することができるのかお伺いしたいです。

(日本年金機構)

機構としましては、各学校に案内を差し上げて日程調整を行っていますので、社労士会様と重なったり、調整を行ったりしたことはありませんでした。

今後、学校への案内等も含め、社労士会様と情報交換できれば、建設的な有効な取り組みにつながっていくことから、ご相談できればと考えています。

(仲野委員)

資料 4、8 ページの詳しく説明してほしい内容では、「負担と給付」や、「破綻しない」、「免除制度」が上位で、10 ページでは年金制度は必要でないと回答した

人の多くの意見で「将来の年金が不安」とあるので、若い世代、若年層は複雑な制度を丁寧に説明していく必要があり、地道な広報、周知が必要と改めて感じました。今後の事業計画には、若年層も含めより浸透するよう計画を立てていただければと思います。

(日本年金機構)

アンケートの結果を踏まえて、年金セミナーにおいて不安が払拭できるよう、実施していきたいと思います。

(酒井委員代理赤澤様)

令和4年度から公共という必修科目が入ってまいりまして、その学習指導要領の中には、社会保障、金融教育、消費者教育の重要性が取り上げられ、今年2年生から実施する学校が非常に多いのですが、その授業の中で実施をしていただければありがたいと思います。また、学年で実施するケースが多いと思いますが、クラスごとに実施をしていただいた取り組みの方が、おそらく子供たちにとって理解がしやすい。例えばワークショップとか、体験型の取り組みとか、こういったものを取り入れていただくよう検討していただければと思います。公共の授業に専門家、関係機関との連携を抱え、外部との連携が大事だと感じていますので、ぜひ、ターゲットとしていただいて、各学校に要請していただければと思います。

(日本年金機構)

今年度においては、開催等も含め調整を行っている学校もありますので、次年度の開催に向けて努めていきたいと思います。

(高橋委員)

セミナーの開催に向けて行っている講師や指導員は現在何名おられますか。

(日本年金機構)

現在、若手職員を中心にセミナーPT（プロジェクトチーム）を設置し、セミナーの講師を行っています。以前は学校長をされていた方に年金推進員の委嘱を行い、年金セミナーの実施をお願いしていたところですが、辞められて以降徳島県としては委嘱ができていない状況です。

(浅岡委員)

セミナーの実施結果、「詳しく説明をしてほしい内容」の「公的年金制度が破綻しない」は、四国内どこもこの数字が大きい状況です。年金機構の資料だけでは制度や、負担と給付の関係が作り切れないということであれば、年金局とのタイアップもあろうかと思っています。

また、先ほど出前授業という話もありましたが、厚生労働省でやっている学生との対話ショップのようなものは全国どこでも行きますので、活用していただければと思います。私は、香川大学で年金の講義を行っていますが、学生から将来年金がもらえない、年金が破綻するのかわからないのか、圧倒的に焦点となっています。そのあたりをもう少し深掘してもいい気がします。

以前伺った際にセミナーのターゲットとして高校生が多く、コロナの影響から大学では行っていないということでしたが、大学へのアプローチは行わないのでしょうか。大学生だと、保険料を払わなければならなくなるし、免除制度とかも出てくる。大学のホームページに年金情報のリンク等を貼っていただき、年金機構のホームページにつながる等こういった活動を行っているかどうか。学生納付特例制度で事務を行うところが伸び悩んでいるのですが、セミナーで大学にアプローチをかけていないのに関連しているような気もしています。

セミナーのアプローチについても、4月5月に依頼を行うのが良いのか、前年度に依頼を行うのが良いのか、こういったところの整備がうまくいくともう少し全体的に回せるような気がします。

(日本年金機構)

学校との対話集会の話しについては、厚生労働省とそういった連携ができればお願いしたいと考えています。

大学へのアプローチについては、今年度徳島文理大学、徳島大学で行う予定で日程調整を行っているところです。

(古谷委員長)

大学では講座制を取っていますが、授業計画は基本的に教員が作り、そこに他の講義等を入れ込むのが非常に難しいのがネックとなっていて、カリキュラムも決まっていること、授業内容を変えられない等から特に国公立はアプローチが難しいと感じます。

(日本年金機構)

以前徳島大学で1年度に2回セミナーを開催し、翌年度の開催のお願いをうかがったところ、授業の時間数が増え開催が難しいとのことからしばらく実施ができていなかった状況でした。その際にも1年程度前からアプローチを行っていないと、授業計画が固まっているということでした。

(松本委員)

社会保険労務士会の出前授業を大学で行ったことがあります。社会保険とか

労働保険、一般的に社会に出た時の授業をしてくださいとのことでしたので、それ以外のアプローチは難しいのが実際だと思います。

また、年金相談窓口で年金相談を行っているときに感じたことは、学生の親御さんが来られた際に、20 歳になっている子供が年金をどのようにしたらいいのかという相談をよく聞き、学生納付特例や免除制度の周知というのも必要ではないのかと感じました。

(伊丹委員代理梯様)

窓口で相談を行っていた際に特別支援学校に入っていらっしゃる保護者の方から、年金請求等の問い合わせがあるので、そういった方へも障害年金の関連の説明を実施してみてはどうでしょうか。

(日本年金機構)

他県では支援学校や保護者の方を対象にセミナーを実施しているところもあり、徳島でも、以前に障害年金の請求や、制度の説明の講師依頼がありました。

アプローチについては、支援学校に対してできていないので、今後行っていきたいと思っています。

(浅岡委員)

20 歳到達者には各種チラシ等が送付されると思いますが、年金がわからない人に対して、先ほど言われた親子セミナーのような説明する場のようなものはできないのですか。

(日本年金機構)

20 歳到達する前月に、保険料の納付方法や学生納付特例等とあわせて制度説明会のチラシを送付いたしまして、保険料納付促進や未納者の発生防止の取り組みを実施しました。年金事務所を会場としてご案内したところ、来られる方は 1 割弱という結果になり、現段階では出席率が伸び悩み模索している状況となっています。

(浅岡委員)

学生本人は 20 歳になったばかりで、制度説明会の案内をもらっても遠い将来の話のように感じるのだと思います。現に、年金制度を知らない人も多いし、学特も知らない人も多いので、親へのアプローチがかけられないのでしょうか。徳島県だけではなく、全国的な話かもしれませんが、学特の手続きや保険料の支払いも親がしていることが多いのでそういうアプローチの仕方も一つの方法だと思います。

(日本年金機構)

現在、資料等は持ち合わせていないのですが、一つのやり方としては 20 歳の到達の方に対してお届けする通知については、封筒に「世帯主の方もご覧ください」と表示する等、若い方にアプローチをする際は本人だけではなく、世帯主の方であったりする等の工夫はすぐに対応できると考え、地域間で統一した取り組みができるよう推進していきたいと考えています。

(仲野委員)

私の子供も 20 歳になった時に長 3 の封筒で、納付書やいろんなチラシがたくさん入っていて、子供にとっては、わけのわからないものが届いたという記憶があり、最初の導入に難しい案内が届くというのを事前にお知らせいただければと思います。そこで、学生納付特例ができたり、保険料の支払いができたりすることがわかればいいと思います。できれば、角 2 の封筒で一度送付をして、理解度とかを調査してみてはどうかと思いました。20 歳到達者にいろんな情報を配信することはいいことだと思いますが、ハガキ 1 枚で QR コードを使って、あなたの年金番号やお知らせ等がいつ届くのか等、携帯とかで見えるようにする、今の若い子たちにはそういったアプローチの仕方もあっていいのではと思います。そういった、WEB を使った取り組みが計画の中では少ないと思うので、試験事業としてやってみてはどうかと思います。

(日本年金機構)

現在、20 歳到達時のご連絡については、前月に通知を差し上げているところですが、保険料等の支払いが滞った場合に、連帯納付義務者も納付義務があるというような表示を行い、角 2 封筒等でお送りしています。加えて学生納付特例を提出された方には、次年度ターンアラウンド方式で学生納付特例の申請書を送付していますが、それでも提出がない場合は角 2 封筒等で送付を行っています。

また、オンラインビジネスモデルとして年金機構として取り組み、いろんな納付方法やスマートフォンでの電子決裁システム等を開始しています。

QR コード等も含め、年金機構本部に要望していきたいと思っています。

(古谷委員長)

高校でも現代社会が無くなって、公共という形に授業が変わって、金融教育も行うこととなっていますが、大学ではすでに証券講座を行ったりして、年金、保険に関しては出遅れているという気がしています。金融教育への民間企業のアプローチが大きいと、公的年金の講座よりそちらの方に引っ張られてしまう感じが

あります。アプローチの仕方と、どういう形でシステムへの加入をやるか、おそらく大学に対してアプローチをするシステムが非常に難しいと思いますが、学生からは、在学中から年金を払いたいという学生が何人かいたり、どこに話しをすればよいか質問をされたりすることがあり、興味があると思いますのでよろしくお願いします。

議題3 委員から寄せられたご意見等に対する対応状況について

- ・「委員から寄せられたご意見等に対する対応状況（資料5）」について、阿波半田年金事務所立岡所長より説明。

議題4 令和5年度 徳島県 地域年金展開事業 事業状況について

- ・「令和5年度 徳島県 地域年金展開事業 事業実施状況（資料6）」について、徳島南年金事務所三好所長より説明。

＊主なご意見、要望、質問及び回答等

（松本委員）

鳴門市、阿波市、吉野川市で出張相談を行っていますが、吉野川市の相談件数が少なくなっている中、開催場所の変更等がありますか。

（日本年金機構）

過去から、この3か所について出張年金相談を行っていましたが、相談者が0名の時もありました。相談者が少ないとの話を市町と行い、廃止の検討も行いましたが、相談される方が少しでもいるので、ぜひ存続をとの依頼がありました。その経過があることから、他の場所に変更は難しいと考えますが、市町の方に変更も視野に話しを進めていきたいと考えます。

（高橋委員）

地域年金展開事業の運営調整会議について、資料もそうですが、国民年金に偏りすぎているのではないのでしょうか。厚生年金の適用、徴収、電子申請、予約相談等、事業所に出向いて説明会をされていると思いますので、そういった取り組みも委員の皆様に見ていただいた方がいいのではないのでしょうか。

（日本年金機構）

本部と協議をいたしまして、検討させていただきます。

(浅岡委員)

11月の年金月間、11月30日の年金の日に全国的にイベントされ、徳島県でも年金委員の表彰式が行われ、地域型・職域型年金委員の委嘱についても進めていると思いますが、2020年の年金法改正で去年10月から101人超の事業所も短時間労働者の適用が進んで、来年51人超の事業所が新たに短時間労働者の適用になっていく。適用を進めていくためには事業主の理解が必要になっていくので、こういったところと関連付けて年金委員を増やしていただきたいと思っています。

(日本年金機構)

来年10月に施行されます51人以上の短時間労働者の対応につきましては、この下期に対象事業所の70%以上に訪問のうえ丁寧に説明を行う予定で、最終的には来年の10月までに全対象事業所に対して制度説明会を実施する予定としています。年金委員の委嘱についても、積極的に行っておりまして、四国地域部全4県が目標に向かって取り組んでいる状況です。